

医師・歯科医師・薬剤師の免許を持っている人は、法律に基づき、12月31日現在の氏名・住所などを保健所へ届け出ることとされています。忘れずに、届出をしてください。

医師届出票を提出してください

なお医師届出票は、本人の同意により、県の医師確保対策の検討などに活用することができますようにになりましたので、ご協力をお願いします。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

八幡浜保健所

☎ 0894(22)4111

内子文化芸術活動支援センター（内子座楽屋）新築工事が始まります

大正5年に創建された木造の芝居小屋である内子座。文楽や歌舞伎の公演、落語、演劇、各種発表会など、さまざまな催しに利用されています。しかしこれまで、内子座に隣接する楽屋はプレハブなど簡易施設で代用していたため、利用者や新しい企画を行う上で、楽屋整備が大きな課題となっていました。

このたび、当該土地と建物を、所有者のご理解とご協力を得て内子町が購入しました。そこで町は、国の補助を得て、楽屋機能も持つ事務所として整備することになりました。荷物搬入室、リハーサル室、シャワー設備などを設け、円滑なイベントの実施を図るとともに、利用者にとって快適な環境整備を進めます。

工事は12月から着手し、来春の完成を予定しています。工事中は何かとご迷惑を掛けますが、ご協力をお願いします。

●施設概要

木造瓦葺 2階建て
建築面積 171.66㎡
延床面積 319.67㎡

【問い合わせ】

総務課

町並・地域振興班

(内子分庁内)

☎ 0893(44)2118

完成予想図



特定最低賃金が改正されます

愛媛労働局は、特定最低賃金を改正し12月25日(土)から施行することとしました。詳しくは、お問い合わせください。

●改正後の特定最低賃金額

- (1) パルプ、紙製造 775円
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 788円
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 753円
- (4) 船舶製造・修理業、船用機械製造業 800円
- (5) 各種商品小売業 696円

※いずれも1時間当たりの金額

●注意事項

上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、(1)～(3)の産業には適用除外の業種が定められています。これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。

・愛媛県最低賃金(22年10月27日) 1時間644円

【問い合わせ】

○愛媛労働局 賃金室

☎ 089(935)5205

☎ <http://www.e-roudou.go.jp/>

○八幡浜労働基準監督署

☎ 0894(22)1750

おわびと訂正

「広報うちこ11月15日号」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

●5ページ

「第6回内子町駅伝競走大会コース」折り返し(誤)大瀬小学校



(正)大瀬小学校前

